4 必要的弁護事件の事件数及び国選弁護人選任率の推移（地方裁判所）

2018年6月までの被疑者国選弁護制度の対象事件は、死刑、無期、長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件であり、現行の被告人段階の刑事訴訟法第289条のいわゆる必要的弁護事件と重なっていた（2018年6月からは被疑者が勾留されている全事件に拡大。）。そこで参考までに、必要的弁護事件に占める国選弁護人の選任率の推移を示したのが次のグラフである。選任率は増加傾向にあり、被疑者段階からの選任率も約7割と高くなっている。

資料2-1-2-4　必要的弁護事件における国選弁護人選任率の推移（地方裁判所）

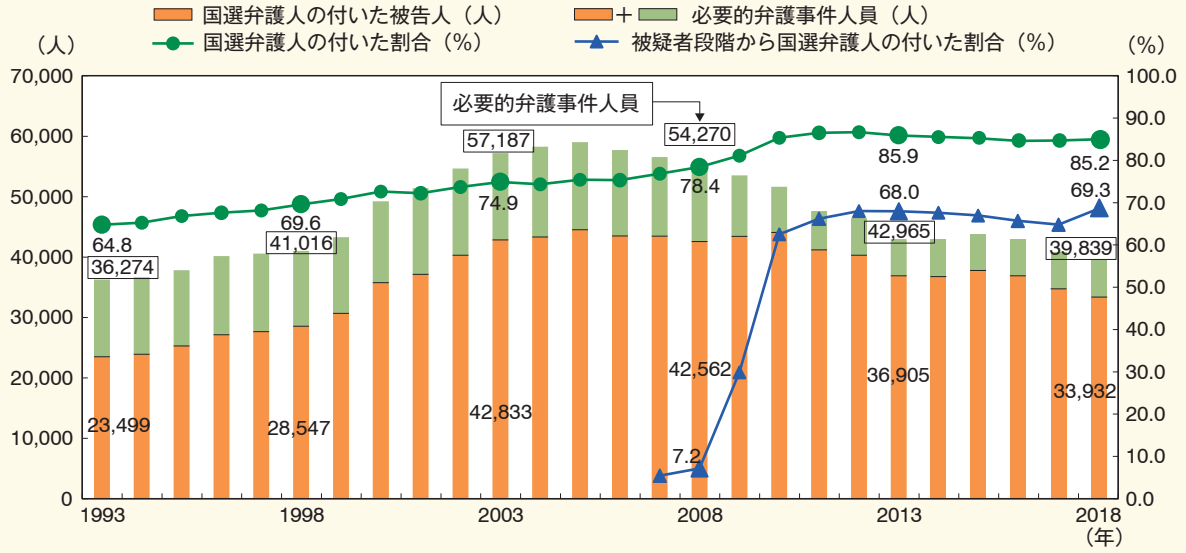

【注】数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別」及び最高裁から提供を受けた資料によるもの。

5 必要的弁護事件の事件数及び国選弁護人選任率の推移（簡易裁判所）

簡易裁判所においても、国選弁護人選任率は高い割合で推移している。

資料2-1-2-5　必要的弁護事件における国選弁護人選任率の推移（簡易裁判所）

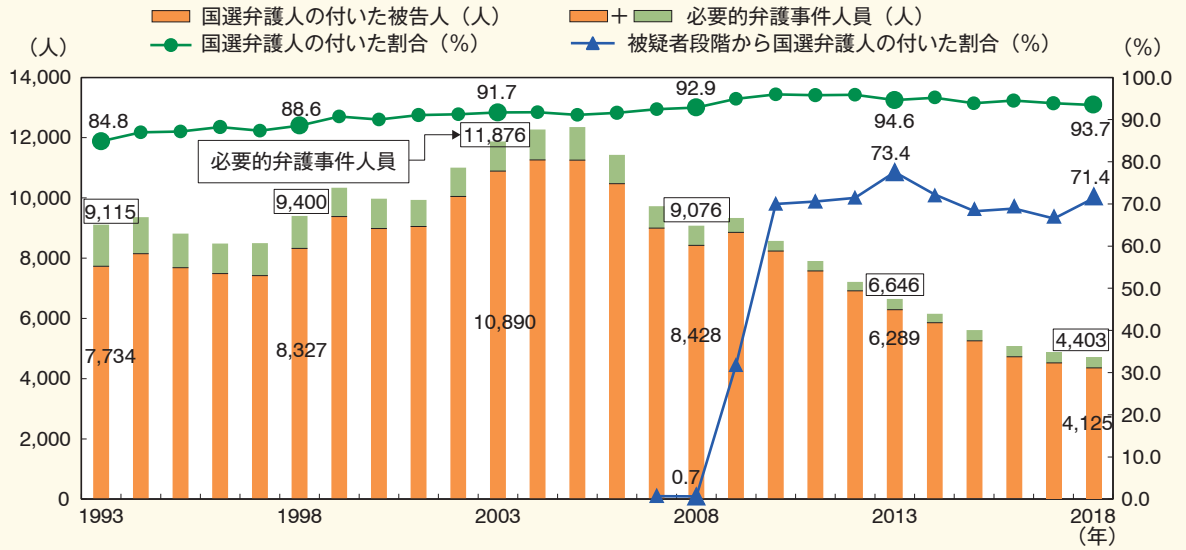

【注】数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全簡易裁判所別」及び最高裁から提供を受けた資料によるもの。